

契約番号： 221-010
221-011

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「保障措置検査試料等の輸送業務」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 作 業 期 間：2021年 4月 1日 から 2022年 3月 31日
- (5) 作 業 場 所：茨城県那珂郡東海村白方字白根 2-53
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等
郵便番号：110-0015
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名：公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署：総務部 契約課
フリガナ：ワタナベ ヨウコ
担 当 者 名：渡邊 蓉子
電 話 番 号：03-5816-7765
F A X：03-3834-5265
M a i l：[ywatana be@jnmcc. or. jp](mailto:ywatanabe@jnmcc.or.jp)
- (2) 参加意志確認書の提出期限
2021年 1月 6日 (水) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着 (郵送可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。
- (3) 提出書類
・仕様書6. に証する書類 2部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。
 - ①成年被後見人
 - ②未成年者、被保佐人及び被補助人 (契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
 - ③破産者で復権を得ない者
 - ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者 (代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- (2) 2020年度 国・地方公共団体等における競争参加資格 (東北、関東・甲信越) の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2020年12月18日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 水原 泰

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 水原 泰 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2020年12月18日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「保障措置検査試料等の輸送業務」
2. 添付資料
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類※(2)及び(3)は、公募説明書において提出を求めた書類とする。

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メール

保障措置検査試料等の輸送業務

仕様書

2021 年度

公益財団法人 核物質管理センター

目 次

1. 件名	1
2. 目的及び概要	1
3. 実施場所	1
4. 実施期間等	1
5. 業務内容	2
6. 業務に必要な資格等	3
7. 支給品及び貸与品	4
8. 提出書類	4
9. 検収条件	5
10. 契約不適合責任	5
11. 適用法規・規程等	5
12. 機密保持	5
13. 受注者の責任	6
14. その他	6

別表 1 輸送する施設名、住所、輸送物及び輸送種別

別表 2 輸送時緊急資機材の詳細

参考資料 1 2021 年度に予想される各施設の輸送回数（保障措置検査業務に係る試料）

参考資料 2 2021 年度に予想される各施設の輸送回数（調査・研究業務に係る試料）

1. 件名

保障措置検査試料等の輸送業務

2. 目的及び概要

本仕様書は、保障措置検査対象施設及び公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター分析所（以下「施設」という。）と公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター（以下「センター」という。）間における保障措置検査試料^{※1}、保障措置検査業務に用いる標準試料^{※1}及び国内共同分析試料^{※2}（いずれも核燃料物質であり、以下「試料等」という。）の輸送業務を請負わせるための仕様について定めたものである。

本業務では試料等を封入した核燃料輸送物（以下「輸送物」という。）を取り扱うため、受注者は輸送物の取扱方法、放射線測定機器の取扱方法及び輸送物の輸送（以下「輸送業務」という。）に関する関係法規等を十分理解し、実施するものとする。

※1 保障措置検査業務に係る試料

※2 調査・研究業務に係る試料

3. 実施場所（試料等の受渡し場所）

3.1 センター

茨城県那珂郡東海村白方白根 2 番地の 53
センター内指定場所

3.2 施設

別表 1 に示す施設

4. 実施期間等

4.1 実施期間

2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）、その他センターが指定する日を除く。

4.2 実施時間

試料等の受渡しは、原則として次の時間帯に実施すること。

平日 9:00 ～ 17:30

ただし、上記時間帯以外の輸送業務の実施については、センター東海検査部分析課（以下「分析課」という。）と相談のうえ、その決定に従うものとする。

5. 業務内容

輸送業務には、施設からセンターまでの受入輸送業務（以下「受入業務」という。）とセンターから施設までの払出輸送業務（以下「払出業務」という。）がある。

5.1 輸送業務実施前に行うこと（受入業務及び払出業務共通）

受注者は、契約締結後から輸送業務の実施前までに、以下の業務を 1 回実施すること。

1) 輸送物の固縛解析

受注者は、輸送物の固縛について、国土交通省自動車交通局放射性物質の自動車運搬に係る固縛指針等に関する調査委員会による「放射性物質の自動車運搬に係る積載方法の安全性に関する技術基準の適用指針（平成 23 年 3 月）」に基づく固縛解析を実施すること。

2) 提出書類の作成

受注者は、1)の内容を纏めた固縛解析報告書を事前打合わせまでに作成すること。また、受注者の放射線防護計画書及び作業者名簿（輸送物の線量測定を実施する作業者は、第 1 種若しくは第 2 種放射線取扱主任者の資格を有すること）並びに教育訓練記録についても事前打合わせまでに作成すること。

3) 事前打合わせ

受注者は、センター分析課と事前打合わせを実施し、2)に示す提出書類及び放射線取扱主任者の免状の写しを提出すること。なお、事前打合わせでは、センター分析課からセンター側の連絡体制や核燃料物質輸送（運搬）計画書に関する説明等を実施する。

5.2 輸送業務内容

受注者は、センター分析課が送付する核燃料物質輸送指示書及び核燃料物質輸送計画書に基づいて、別表 1 に示す施設とセンター間の輸送業務を実施する。なお、輸送業務は作業者名簿に記載された作業者のうち、2 名以上で実施すること。

輸送業務の実施日時は、センター分析課と協議の上、決定する。

1) 受入業務

(1) 受注者は、施設から輸送物及び関係書類を受け取り、センター分析課に引き渡すこと。

- (2) 受け取り後、受注者は事前にセンター分析課が送付する核燃料物質輸送確認書（以下「確認書」という。）に記載されている確認項目（車両への積載状況の確認、輸送物や輸送車両の線量測定結果）及び各項目の判定基準に従い、車両への積載状況や施設側の線量測定結果が確認書の判定基準を満たしていることを確認すること。
 - (3) 確認の結果、判定基準を満たしていない確認項目がある場合、速やかにセンター分析課に報告し、その指示に従うこと。
 - (4) 日本原燃株式会社からの受入業務においては、受注者が輸送物の線量等を施設内で測定する。測定結果等は、センター分析課まで電話等で連絡し、その指示に従うこと。
- 2) 払出業務
- (1) 受注者は、センターから輸送物及び関係書類を受け取り、施設に引き渡すこと。
 - (2) 受け取り後、受注者は事前にセンター分析課が送付する確認書に記載されている確認項目及び各項目の判定基準に従い、車両への積載状況やセンターの線量測定結果が確認書の判定基準を満たしていることを確認すること。
 - (3) 日本原燃株式会社への払出業務においては、施設に到着した後に受注者が輸送物の線量等を測定する。測定結果等は、センター分析課まで電話等で連絡し、その指示に従うこと。
- 3) 施設入構等に関する必要書類の作成等（受入業務及び払出業務共通）
- 受注者は、施設から依頼される施設入構等に必要な書類の作成や提出について、その都度実施すること。
- 4) 緊急時の対応（受入業務及び払出業務共通）
- 受注者は、輸送業務を実施するにあたっては、別表 2 に示す輸送時緊急資機材を携行すること。また、緊急時においては、輸送車両への関係者以外の立ち入りを制限する等の措置を実施するとともに、センター分析課長に速やかに連絡し、その指示に従うこと。

6. 業務に必要な資格等

6.1 作業員

作業員は、核燃料物質の輸送業務に 6 か月以上従事している者。

6.2 線量測定を実施する作業員

「5.2.1) 受入業務」及び「5.2.2) 払出業務」に示す輸送物の線量測定を実施する作業員は、第 1 種若しくは第 2 種放射線取扱主任者の資格を有する者。

7. 支給品及び貸与品

7.1 支給品

なし

7.2 貸与品

1) 輸送容器

(1) 数量：最大 30 個／回

(「8. 提出書類」に示す固縛解析報告書で評価された輸送物積載時の固縛に必要な数量)

(2) 貸与場所：センター内指定場所

(3) 貸与時期：センター分析課との調整により、期日を定める。

(4) 貸与方法：センター分析課が無償で貸与する。

(5) 返却方法：輸送業務終了時に速やかに返却すること。

8. 提出書類

提出書類名	指定様式	提出時期	部数	備考
固縛解析報告書	指定なし	事前打合わせ時に	1 部	
放射線防護計画書	指定なし	事前打合わせ時に	1 部	
作業者名簿 ^{※3}	指定なし	事前打合わせ時に	1 部	
教育訓練記録	指定なし	事前打合わせ時に 教育の都度、速やかに	1 部	
放射線取扱主任者の免状(写) ^{※4}	指定なし	事前打合わせ時に	1 部	
核燃料物質輸送確認書	指定あり	各輸送業務終了の都度 速やかに	1 部	様式については別途指示
打合わせ議事録	指定なし	打合わせ後 1 週間以内に	1 部	
その他センターが必要とする書類	指定なし	必要の都度	必要部数	詳細は、別途協議

※3 作業者名簿には「6. 業務に必要な資格等」に示す従事歴を記載すること。

作業者を変更する場合は、速やかにセンター分析課に提出すること。

※4 「6.2 線量測定を実施する作業員」に示す作業員のみ、第1種若しくは第2種放射線取扱主任者の免状の写しを提出すること。

(提出場所)

センター分析課

9. 検収条件

センターが「5. 業務内容」に示す輸送業務が適切に実施されたと認めるとともに、各輸送業務終了の都度「7.2 貸与品」に示す貸与品の返却及び「8. 提出書類」に示す提出書類が提出されたことの確認をもって検収とする。

10. 契約不適合責任

- 1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- 2) 1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合若しくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

11. 適用法規・規程等

- 1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- 2) 道路交通法
- 3) 道路運送車両法
- 4) 労働基準法
- 5) 労働安全衛生法
- 6) 東海保障措置センター 核燃料物質使用施設等保安規定

12. 機密保持

- 1) 受注者は、本作業により得た知識、情報等をセンターの許可なくして、第三者に漏らしてはならない。
- 2) 受注者は、作業においてセンター分析課が開示した資料、情報、並びに受注者が作成した作業メモ等（書面になっているものすべて）について作業終了後速やかにセンター分析課に返却すること。

13. 受注者の責任

受注者は、輸送業務の実施にあたっては、「11. 適用法規・規程等」に示す法規及び規程等を遵守し、規律秩序並びに風紀の維持に関する責任をすべて負うものとする。また、センター分析課が安全確保のための指示を行った場合は、その指示に従うものとする。

14. その他

- 1) 輸送業務における保険（原子力輸送賠償責任保険）は、センターの責任において受注者との連名で保険契約を行うため、この業務に含まない。
- 2) 輸送業務実施中は、携帯電話等により、センター分析課と作業者の間で常時連絡が取り合えるようにすること。
- 3) 本仕様書の記載事項及び記載の無い事項について疑義が生じた場合、センターと協議の上、その決定に従うものとする。

以上

別表 1 輸送する施設名、住所、輸送物及び輸送種別

施設名	住所	輸送物	種別
三菱原子燃料株式会社	茨城県那珂郡東海村 大字舟石川 622 番 地 1	L 型輸送物	専用積載
原子燃料工業株式会社 東海事業所	茨城県那珂郡東海村 村松 3135 番地 41	L 型輸送物	専用積載
原子燃料工業株式会社 熊取事業所	大阪府泉南郡熊取町 朝代西一丁目 950 番地	L 型輸送物	専用積載
株式会社グローバル・ ニュークリア・フュエル ・ジャパン	神奈川県横須賀市 内川 2-3-1	L 型輸送物	専用積載
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	岡山県苫田郡鏡野町 上齋原 1550 番地	L 型輸送物	専用積載
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	茨城県那珂郡東海村 大字白方 2 番地 4	L 型輸送物 A 型輸送物	専用積載
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	茨城県那珂郡東海村 大字村松 4 番地 33	L 型輸送物 A 型輸送物	専用積載
日本原燃株式会社	青森県上北郡六ヶ所 村大字尾駮字沖付 4 番地 108 または、 大字尾駮字野附 504 番地 22	L 型輸送物 A 型輸送物	専用積載
公益財団法人 核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター 分析所	青森県上北郡六ヶ所 村大字尾駮字沖付 4 番地 108	L 型輸送物	専用積載

別表2 輸送時緊急資機材の詳細

種 類	機器の詳細	数 量
通報連絡用 機器	携帯電話	1台
放射線測定用 機器	表面汚染検査用サーベイメータ (α 用)	1台
	表面汚染検査用サーベイメータ (β (γ) 用)	1台
	空間線量測定用サーベイメータ (β (γ) 用)	1台
汚染拡大防止 等資機材	トラテープ	1式
	トラロープ	
	ビニールテープ	
	スミヤろ紙	
	ウエス	
	ビニール袋	
	ビニールシート	
	簡易保護衣	
	半面マスク	
	ゴム手袋	
	シューズカバー	
	腕カバー	
	懐中電灯	
赤色合図灯		
立入禁止標識及びスタンド		
消火及び延焼 防止用機材	消火器	1本

2021 年度に予想される各施設の輸送回数（保障措置検査業務に係る試料）

施設名	輸送回数／年
三菱原子燃料株式会社	L 型輸送物：2 回
原子燃料工業株式会社 東海事業所	L 型輸送物：2 回
原子燃料工業株式会社 熊取事業所	L 型輸送物：2 回
株式会社グローバル・ニュークリア・ フュエル・ジャパン	L 型輸送物：2 回
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	L 型輸送物：1 回
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	L 型輸送物若しくは 4 個以下の A 型輸送物：2 回
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	L 型輸送物若しくは 4 個以下の A 型輸送物：5 回
	5 個以上の A 型輸送物：6 回
日本原燃株式会社	L 型輸送物：1 回

2021 年度に予想される各施設の輸送回数（調査・研究業務に係る試料）

施設名	輸送回数／年
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	L 型輸送物：1 回
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	L 型輸送物：1 回
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	L 型輸送物：2 回
日本原燃株式会社	L 型輸送物：1 回
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター分析所	L 型輸送物：1 回